

別表 2（第 3 条関係）

補助対象事業費の費目	補助対象事業費及びその要件
報償費	事業において招聘する専門家・講師等に対する謝金等
旅費	事業において招聘する専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な視察等に要する交通費等
需用費	事業を進める上で必要な事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、試作品材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費等 (注) 単体で取得価格が 5 万円未満のもの。
役務費	事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、各種保険料等
委託料	設計委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	事業執行上必要な会場使用料、機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等 (注) 維持管理費用は除き、かつ、事業の実施に必要な最小限の経費とする。
備品購入費	事業実施に必要な不可欠と認められ、かつ、取得価格が 10 万円以内のもの (注) 備品購入費は補助対象経費の 50% を上限とする。
雑役務費	事業実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費 (注) 従前から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は補助対象外。
その他	その他知事（市町村長）が必要と認める経費 (注) 理由書(様式任意)の提出を必要とする。
(注) 事業実施主体の運営経費は対象外とする。	